

「ぎふ・さわやか口腔健診」に関する Q&A

Q 誰が受診できるのですか？

A 岐阜県後期高齢者医療制度の被保険者であれば、誰でも毎年1回受診できます。入れ歯（義歯）を使用中の方、歯がない（少ない）方も受診してください。通院中の方でも口腔機能を診査しますので受診しましょう。



Q いつ受診できるのですか？

A 健診期間は、お住まいの市町村によって異なります。

お住まいの市町村から送られてくる受診案内、広報紙等で確認していただくか、担当窓口にお問合せください。

Q どこで受診できるのですか？

A 岐阜県歯科医師会に加入している岐阜県内の歯科医院 884 か所（令和6年2月現在）で受診できます。（ただし、未加入の一部の歯科医院でも受診できる場合があります。）受診を希望する歯科医院に問い合わせてくださいか、岐阜県歯科医師会ホームページの「歯科医院を探す」で、歯科医師会加入の歯科医院を確認することができます。右記の2次元コードを読み取って、ご確認ください。



Q 健診はどんなことをするのですか？

A 問診、歯・咬合の状態、咀嚼能力評価、舌・口唇機能評価、えん下機能評価、口腔乾燥、粘膜異常、口腔衛生状況、歯周組織の状況を検査します。

Q 受診するには、どうしたらよいですか？

A 受診する歯科医院、希望日が決まったら、歯科医院に事前予約をお願いします。



Q 受診当日には、何が必要ですか？

A 以下のものを持参してください。

マイナ保険証、被保険者証（保険証）、資格確認書（令和6年12月2日以降）の
いずれか1つ

お住まいの市町村から郵送された健診票（所定の欄に記入してください）
健診票を郵送しない市町村の方は、歯科医院等で健診票を受け取ってください。

お住まいの市町村から郵送された受診券

受診券を郵送しない市町村の方は、必要ありません。

自己負担分 300円

詳しくは、かかりつけの歯科医院、お住まいの市町村担当窓口、岐阜県後期高齢者医療広域連合にお問合せください。